

大牟田・荒尾清掃施設組合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じて、新ごみ処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定に準じて、その客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 1 2 日

大牟田・荒尾清掃施設組合 管理者 関 好孝

新ごみ処理施設整備・運営事業
特定事業の選定について

令和5年4月12日

大牟田・荒尾清掃施設組合

新ごみ処理施設整備・運営事業 特定事業の選定について

目次

第1章	事業概要	1
1	事業の目的	1
2	事業の内容	1
3	施設の概要及び規模	1
第2章	本組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価	2
1	評価方法	2
2	本組合の財政負担見込額による定量的評価	2
3	DBO方式で実施することの定性的評価	3
4	民間事業者に移転するリスクの評価	3
5	総合的評価	4

第1章 事業概要

1 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、エネルギー回収型廃棄物処理施設である新ごみ処理施設の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

大牟田・荒尾清掃施設組合（以下、「本組合」という。）は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（運営事業者）は、本組合の所有となる本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率 1/2 及び 1/3））として実施する予定である。

(2) 事業期間

事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和30年3月31日までとする。

ア 設計・施工期間 : 事業契約締結日の翌日から令和10年6月30日まで

イ 運営期間 : 令和10年7月1日から令和30年3月31日まで

3 施設の概要及び規模

施設の立地条件等は以下のとおりである。

(1) 事業用地

ア 所在地 : 福岡県大牟田市健老町473-1、474、475-1、475-2 番地

イ 事業用地面積 : 約 30,951 m²

(2) 対象施設の概要

項目	概要
処理方式	ストーカ式（全連続燃焼方式）
施設規模	156 t /24h（78 t /24h×2 炉）
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、災害廃棄物等

第2章 本組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1 評価方法

- (1) 本組合が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。
- ア 本組合の財政負担見込額による定量的評価
 - イ DBO方式として実施することの定性的評価
 - ウ 事業者に移転するリスクの評価
 - エ 上記による総合的評価
- (2) 本組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 本組合の財政負担見込額による定量的評価

- (1) 本組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本組合が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本組合が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①施設整備費 ②維持管理費 ③公共経費 ④リスク調整費 ⑤建設モニタリング ⑥総合評価事業者選定支援 ⑦起債金利	①施設整備費 ②維持管理費 ③建設モニタリング ④SPC費用 ⑤アドバイザー費用 ⑥起債金利
共通の条件	①事業期間 : 24年間 ②割引率 : 0.19%/年 ③物価変動率 : 0.56%/年	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間企業に対する市場調査の結果を精査して設定した建設費	同左
維持管理に関する事項	民間企業に対する市場調査の結果を精査して設定した運営費	同左

(2) 本組合の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、本組合が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

項目	財政負担の比較
本組合が直接実施する場合	100.0
DBO方式で実施する場合	95.7

3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な維持管理の実施

本施設的设计・施工、運営の各業務を一括して性能発注することにより、維持管理の方針と整合した施設的设计・施工を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営業務については、施設的设计に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の維持管理の実施が可能になると考える。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

運転管理に加え、補修、更新工事等の一連の業務を長期的かつ包括的に委託することから、民間事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本組合と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、本組合が直接実施する場合に本組合が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が本組合よりも効果的かつ効率的な管理が可能であり、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

- (1) 設計・施工段階におけるリスク
 - ア 測量・地質調査に関するリスク
 - イ 施設の設計・施工に関するリスク
- (2) 運営段階におけるリスク
 - ア 要求性能の未達に関するリスク
 - イ 施設の損傷に関するリスク
 - ウ 運営コスト増大に関するリスク
 - エ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、本組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた財政負担見込額について、4.3%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス水準の向上、事業リスクの低減も期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

担 当 課	:	大牟田・荒尾清掃施設組合
住 所	:	〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
T E L	:	0944-41-2727
F A X	:	0944-41-2727
電 子 メール	:	e-rdfcenter@city.omuta.fukuoka.jp
ホームページ	:	https://omuta-arao-seisou.jp/

以 上